令和4年 第1回(定例)う き は 市 議 会 会 議 録(第4日)

令和4年3月23日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和4年3月23日 午前9時00分開議

日程第1 議案第3号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)

日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第3 議案第16号 市有財産の貸付けについて

日程第4 議案第17号 うきは市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第5 議案第26号 うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第22号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

日程第7 議案第23号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第8 議案第8号 令和4年度うきは市一般会計予算

日程第9 議案第12号 令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算

日程第10 議案第13号 令和4年度うきは市下水道事業会計予算

日程第11 議案第9号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 議案第10号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第13 議案第11号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算

日程第14 陳情第1号 市民との意見交換の場充実のための議会基本条例第7条の改正、市民 により開かれた議会のための全員協議会等の公開性・情報公開等の充 実改善、及び議会図書室の充実と市民の閲覧利用についての陳情(市 民提案)

日程第15 追加議案上程 議案第27号から議案第30号 4件

発議第1号 1件

意見第1号から意見第2号 2件

日程第16 市長の提案理由説明

日程第17 議案第27号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について 日程第18 議案第28号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について 日程第19 議案第29号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 7 日程第20 議案第30号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 日程第21 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について 日程第22 意見第1号 中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書 (案)の提出について 日程第23 意見第2号 ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求め る意見書(案)の提出について 日程第24 諸報告 本日の会議に付した事件 日程第1 議案第3号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号) 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について 議案第16号 市有財産の貸付けについて 日程第3 日程第4 議案第17号 うきは市犯罪被害者等支援条例の制定について 日程第5 議案第26号 うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について 議案第22号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 日程第6 定について 議案第23号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 日程第7 例の制定について 議案第8号 令和4年度うきは市一般会計予算 日程第8 日程第9 議案第12号 令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算 日程第10 議案第13号 令和4年度うきは市下水道事業会計予算 日程第11 議案第9号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算 日程第12 議案第10号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算 日程第13 議案第11号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算

日程第14 陳情第1号 市民との意見交換の場充実のための議会基本条例第7条の改正、市民

により開かれた議会のための全員協議会等の公開性・情報公開等の充

実改善、及び議会図書室の充実と市民の閲覧利用についての陳情(市 民提案)

日程第15 追加議案上程 議案第27号から議案第30号 4件

発議第1号 1件

意見第1号から意見第2号 2件

日程第16 市長の提案理由説明

日程第17 議案第27号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

日程第18 議案第28号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第29号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

日程第20 議案第30号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日程第21 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 意見第1号 中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書 (案)の提出について

日程第23 意見第2号 ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求め る意見書(案)の提出について

日程第24 諸報告

出席議員(13名)

2番	組坂	公明君	3番	野鶴	修君
4番	竹永	茂美君	5番	岩淵	和明君
6番	鑓水	英一君	7番	熊懐	和明君
8番	佐藤	湛陽君	9番	上野	恭子君
10番	江藤	芳光君	11番	伊藤	善康君
12番	櫛川	正男君	13番	佐藤	裕宣君
14番	中野	義信君			

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君

記録係長 宮﨑 恵君

記録係 加藤 裕介君

説明のため出席した者の職氏名

市長	髙木	典雄君	副市長	重松	邦英君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	中野田	召一郎君
総務課長兼浮羽市民課長				吉松	浩君
監查委員事務局長	佐藤	重信君			
市民協働推進課長兼男女共	工藤	良隆君			
企画財政課長	山崎	秀幸君			
税務課長兼徴収対策室長				大石	恵二君
市民生活課長兼人権・同利	石井	良忠君			
保健課長	末次は	ニトミ君	福祉事務所長	- 浦	聖子君
住環境建設課長	村岡	薫君	都市計画準備課長	* 緒方	寧君
水資源対策室長	瀧内	宏治君			
うきはブランド推進課長				- 樋口	秀吉君
農林振興課長兼農業委員会	石井	太君			
学校教育課長	井上	理恵君	生涯学習課長	石井	孝幸君
自動車学校長	髙木	慎君	総務法制係長	宮﨑	哲工君
財政係長	竹上	欣宏君	人事秘書係長	河原	祐介君

午前9時00分開議

- 〇事務局長(高瀬 将嗣君) 起立、礼。着席。
- ○議長(中野 義信君) ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第3号

○議長(中野 義信君) 日程第1、議案第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) それでは報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)の 所管に関する事項については総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報 告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告します。

2款1項総務管理費、7目財政調整基金費の増額は、主に地方交付税の余剰金を財政調整基金 に積み立てるものです。

8目企画費、ふるさと納税ポータルサイト使用料の増額補正です。楽天サイトにおいて、ポイントによる支払いが可能となったことにより活用が増えたため、使用料を増額するものとの説明がありました。

16目地方創生推進費、うきはテロワール生物多様性調査委託料。今年度より、3年かけて調査が行われます。他自治体では、生物多様性調査において地域おこし協力隊を雇用している例もあるという情報提供が委員よりなされ、知見活用については考えていきたいとのことでした。委員会では、調査の途中経過報告を要望しました。

同じく16目、うきはフィルムコミッション推進業務委託料2,000万円の減額です。平成30年度に予算化され、今年度まで繰り越された事業ですが、執行せず全額減額し、来年度は事業費は計上されていません。この事業の実現性については、本会議でも質疑があったところです。委員会としても、目的を明確にし、柔軟性を持って進めていくよう求めました。執行部としては、今回は新型コロナウイルス感染症拡大により事業ができなかったが、映画制作にこだわる必要はないと考えており、うきはのよさを伝えていくための取組を考えているところであり、方針決定後、議会には説明したいとのことでありました。

次に、6款1項農業費、国の補正予算により、3つの事業に係る増額補正が計上されています。 事業費は全額繰り越して、事業は令和4年度に実施予定です。

まず、産地パワーアップ事業費補助金、レインボーファーム研修生が新規就農するに当たり、 国の2分の1の支援の下、トマトハウス建設に係る経費について補助を行うものです。現在、トマトの単価は下がっているが、収量・収益を上げている実績はあり、就農者の意欲を市として支援していきたいとのことでありました。

次に、みどりの食糧システム戦略緊急対策事業費補助金、国のみどりの食糧システム戦略の実現に向けて、環境に優しい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を推進するもので

す。市としては、環境に優しい農業を推進していきたい、また、ゼロカーボンシティ宣言をしていることから、農業分野でも脱炭素社会に向けた取組を推進していきたいということですが、根拠がないため、今回、比較検証を行い、その結果を数字化して農業者に情報提供し、JAや県の普及指導センターとも連携しながら進めていきたいとのことでありました。具体的には、水田4へクタール、大豆4へクタールの圃場において、プラスチックコーティングの肥料から硫黄コート剤を活用した肥料、あるいは、通常の消石灰から有機石灰を用いた栽培方法で実証を行い、実証についてのパンフレット等を作成していきたいと考えているとの説明がありました。

次に、ため池劣化状況評価業務委託料、4か所の点検を実施し、残り19か所のため池についても、予算がつき次第、順次点検を実施していく予定であるが、最終的に点検が終わるのは、あと三、四年かかる状況であるとのことでした。

次に、8款4項住宅費、高見団地建て替え工事に係る予算については、事業費確定による減額 補正です。監理業務委託料は半額近くの減額となっていますが、発注面積と設計面積との差が 400平方メートルほどあり、その差による減額との説明がありました。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 2点だけ教えていただきたいと思います。

1点目は、1ページ中段にあります16目地方創生推進費、うきはテロワール生物多様性調査 委託料で、今年度より3年かけて調査が行われますということは分かりましたが、次の他の自治 体では、生物多様性調査において地域おこし協力隊を雇用している例もあるとの情報提供が委員 からなされ、知見活用については考えていきたいということですが、これは生物多様性調査にお いて、地域おこし協力隊員を雇用するというような理解でよろしいのか。それとも、そこはまだ 検討されていないのかというのが1点です。

2点目は、2ページの2段目、みどりの食糧システム戦略緊急対策事業費補助金の中で、少し飛びまして、また、ゼロカーボンシティ宣言をしていることから、農業分野でも脱炭素社会に向けた取組を推進していきたいということですが、根拠がないため、今回、比較検証を行い、その結果を数字化して農業者に情報提供し云々とありますが、この根拠がないため、今回、比較検証を行うということをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長(中野 義信君) 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) 1点目の、この地域おこし協力隊は、やっぱり委員がネットとかで調べて、そういう協力隊をその職務に充てているという情報を委員会の中で提供したということですね。よかですか。(「雇用は考えてないと……。地域おこし隊の中で、生物多様性調査に協力する隊員を雇用することは考えて……」と呼ぶ者あり)いや、そげん詳しいことは多分出てないち思います、その場では。

2点目の、やっぱり今までのとおりの肥料体系とかでは比較が全然できないので、こういった 土壌改良材というか、そういう資材を投入して、今までのやり方との比較をせんと、根拠がない ということですが。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、 厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐藤 湛陽君) ただいま議題となりました、議案第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)につきましては、当委員会の所管に関する部分が一部付託されていました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、2款3項1目戸籍住民基本台帳費129万8,000円については、マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、実施された国の法改正に伴うマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を行うためのシステム改修を行うものです。

執行部から、従来、転出・転入の手続について、転出地と転入地のそれぞれの市区町村窓口に行って手続を行う必要があったが、マイナンバーカードを利用することで、転出地での手続を専用アプリ――マイナポータルで行えるようにし、窓口に行く手続を転入地の市区町村のみで可能とし、また、同時にマイナポータルで転入地での手続の予約も可能となり、併せて転出地の市区町村から転入地の市区町村へ事前に転入情報を通知することができるようになるため、市民の利便性向上と事務の効率化にもつながるとの説明がありました。

審査では、システム改修の完了時期について確認があり、来年度中を予定しているとの回答で した。 委員からは、納税代表者がワンストップ手続で転出した場合について質疑があり、執行部から、その点は懸念しており、後で通知を送付するなどの対応となると考えるが、検討していきたいとのことでした。また、税の滞納について、今回のシステム改修に併せてフォローする仕組みは検討してるか質疑がありました。執行部からは、ワンストップでの手続となるので、来年度、併せて検討したいと考えているとの回答でした。不納欠損処理が増えないように、このシステム改修と平行して十分に検討するよう要望が出されました。

次に、3款1項1目社会福祉総務費150万円については、新型コロナウイルス感染症による 影響が長期化する中で低所得者、生活困窮者への相談業務をさらに充実させるため、社会福祉協 議会を支援するものです。

審査では、支援金額の算定についての確認があり、社会福祉協議会から要望があり検討した結果150万円としたとの回答でした。続けて、社会福祉協議会からの要望内容について確認がありました。執行部から、コロナ禍で相談業務が増えたことで日中が相談業務となり、時間外に相談内容の取りまとめや通常業務を行うようになったため、時間外勤務が増えているという内容での支援の要望があった。今後さらに低所得者、生活困窮者などからの相談業務が増えることも考慮し、どれだけ支援できるのかを検討した結果150万円としているとの回答でした。コロナ禍の中で社会福祉協議会の果たす役割は大きく、反対するものではないが、算定根拠は明確にする必要があるとの意見や、現状を理解した上でどれだけの支援が必要か十分配慮するようお願いしたいとの要望が出されました。

また、委員から相談業務での連携について確認があり、執行部から、日頃より社会福祉協議会 とは連絡や相互に行き来するなど、常に連携を取りながら業務を行っている。支援会議も行って おり、保護や福祉資金貸付けなどの情報を共有しているとの回答がありました。

次に、3款1項3目老人福祉費における移動販売事業者支援金72万円については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛で、食料品などの買物が困難な状態にある高齢者などの買物需要に対応するため、継続して移動販売事業を行う事業者に対し、支援を行うものです。

審査では、本会議でも意見がありました移動販売への支援について、今、コロナ禍で非常に重要で支援をもっと手厚く積極的にやるべきとの意見が出され、執行部から、事業者から月のガソリン代半分程度の補助の要望があり、今回の支援となった。必要なサービスを提供してもらっており、定期的に協議会を開催しているので、継続して実施してもらえるよう協議し、支援していきたいとの回答がありました。事業者からの要望だけでなく、市のほうから移動販売の充実に向けた提案も、今後、協議会の中で積極的にやってほしいとの要望が出されました。また、支援の基準等について確認があり、執行部から、交付対象については、地域活性化及び地方創生推進に関する連携協定書を締結した事業者で、継続的に移動販売を地域または高齢者等の居宅にあらか

じめ巡回するコースと、日時を設定して、高齢者などに食料品などの販売を行う事業者が対象となり、支給金額については事業者へ聞き取りしたところ、月のガソリン代が3ないし4万円ほどで、その半額程度の12か月分で、一事業者24万円としているとのことでした。

次に、3款2項5目、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金及び9目、放課後児童支援員等処 遇改善臨時特例事業補助金については、新型コロナウイルス感染症及び少子高齢化への対応が重 なる最前線において働く保育士や学童保育所支援員などの処遇を改善するものです。令和4年 2月から賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、保育所や認定子ども園等に勤務 する職員、学童保育所に勤務する職員を対象に、収入の3%程度引き上げるための措置を実施す るものとなります。費用負担は全額国庫負担です。

なお、本会議でありました収入の引上げ質疑における3%上げるとの答弁については、委員会で再度確認したところ、3%程度との回答がありました。本会議での答弁の訂正がありましたので報告します。

審査では、保育士や学童保育所支援員等の対象範囲について確認があり、その施設、事業所に 勤務する全ての職員が対象、非常勤の職員も対象となる。ただし、法人の役員を兼務する施設長 や延長保育、預かり保育などの通常の保育以外に従事している職員は対象とならないとされてい るとの回答がありました。

次に、10款1項2目における幼稚園施設等利用費2,200万円の減額については、幼稚園施設等利用費及び預かり保育事業利用費の利用実績により減額するものです。

執行部から、当初はコロナ禍で共働きの世帯の増加を考慮し、預かり保育が増えることを見込んで昨年度より増額して予算計上していた。しかし、現在の利用見込みとしては、施設等利用が3,120万円、預かり保育は280万円の利用見込みとなっており、施設等利用1,800万円、預かり保育事業利用費400万円の減額となっているとの説明がありました。

委員からは、幼稚園施設等利用費の減額の理由について確認があり、幼稚園の入園者の来年度 分は3月中旬でないと分からず、また3歳になれば中途入園もでき、なかなか人数の把握は難し い。預かり保育も毎回来られるか分からないため、多めに予算を組ませてもらっているが、実績 としては減額となっているとの回答でした。

次に、10款2項1目及び10款3項1目学校管理費990万円については、国の学校保健特別対策事業に対応し、小・中学校における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童・生徒の学習保障等の支援として活用するものです。金額の内訳については、消耗品費として301名以上の小・中学校が115万円、300名以下の小学校が70万円、備品購入費として、各校とも20万円を予定しているとの説明がありました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたの

で報告します。

○議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり 可決することに決しました。

<u>日程第2. 議案第15号</u>

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第17号

日程第5. 議案第26号

- ○議長(中野 義信君) 日程第2、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第5、議案第26号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。
- ○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) 報告します。ただいま議題となりました、議案第15号から議案第26号までの4件については、総務産業常任委員会に付託されましたので、一括して審査の経過と結果を報告します。

最初に、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更について。

事業見直しにより計画を変更するもので、妹川及び新川辺地については、今回、変更はありません。田篭辺地における変更は、新規事業として、つづら棚田交流センター石垣強靭化改修工事が追加されています。小塩辺地においては、女子尾簡易給水施設の井戸掘り替え工事の増額、ま

た新規事業として、小塩原地区簡易給水施設の井戸掘り替え工事が追加されています。

本計画の変更について特に異論はなく、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号市有財産の貸付けについて。

旧小塩小学校土地・建物について、契約締結日から5年間無償で貸し付けるものです。

貸付けの相手方は、株式会社ぱすてるU。小塩地区にて「うきは小塩の灯り」という旅館を経営されており、中山間地域の活性化を図るべく、様々な事業を展開されています。

活用の内容は運動場・校庭の一般開放、地域観光につながる事業者や起業者への教室の貸出し、アウトドア用品店の誘致、宿の予約受付・観光案内など、複合施設としての活用を予定しています。

委員会では、建物の貸付けに当たり、耐震構造についての問題はないのか、懸念の声が出されました。校舎の一部と体育館については、昭和56年以前建築で旧耐震基準となっており、平成21年に耐震調査を行い、いずれも震度6強の地震に対しても倒壊のおそれは低いとの診断結果でした。さらに、平成24年に体育館の耐震補強工事を行っており、耐震については対策を講じているとの報告がありました。

また、複合施設として使用することになるため、建築確認申請が必要となります。契約締結後に消防設備が必要となれば、費用の問題が発生します。負担については事前に協議しておくべきとの指摘に対して、活用する上での改修は事業者負担となるが、大規模改修や施設所有者として貸し出す上での必要な改修は協議・検討を要するので、十分留意して行っていくとの答弁でした。

旧小塩小学校は、災害時の指定避難所となっています。有事の際は体育館や教室等を使用すること、また、地元のイベント祭りのときには開放することを貸付けの条件としているとのことでした。今後も地元と事業者との調整が必要な事項があると思われます。月に1回程度は情報交換の場を設けるとのことでした。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号うきは市犯罪被害者等支援条例の制定について。

犯罪行為により不慮の死を遂げた人の遺族、または重傷病を負った人に対する、受けた被害からの早期回復及び軽減を図るとともに、これらの人への生活の再建を支援することを目的として、 新規に条例を制定するものです。

支援内容は遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円を支給することとし、市民協働推進課消防防災係を相談窓口として設置します。うきは警察署や関係所管と連携し、適切な福祉サービスの提供、その他の必要な支援を行います。様々な案件が想定されるので、案件によって警察署と協議・相談しながら支援を行っていきたいとのことでありました。詳細は施行規則で定めること

にしているため、委員会では規則(案)の提出を求め、確認を行いました。

委員会においても議論となりましたのは、見舞金の額については条例で規定すべきではないかという点についてであります。条例を制定している県内12市町村のうち、3市(宗像市、みやま市、柳川市)については、条例で見舞金の額を規定しています。また、うきは市の例規の中でも、災害弔慰金については「うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例」で規定していますので、今回の条例との整合性について疑問視する意見が出されました。執行部からは、災害弔慰金については「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度であり、同法において「市は条例の定めるところにより支給できる」と規定されているので、条例で定める必要があるものであるとの説明を法制担当より受けました。

私たち議員の議決権は、地方自治法第96条により、条例制定・改廃には及ぶものの、規則に は及びません。予算に関わる事項ですので、見舞金の額については条例で規定し、仮に額の改定 を行う場合は条例改正について議論し、議決の下で改定することが議員としての責務であるとい う思いであります。

以上に対し、執行部からの答弁は、この条例は見舞金の金額を定めることが目的のものではなく、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を示し、支援の基本となる事項を定めることを目的とした条例である。報酬や手数料等については、地方自治法の規定に基づき条例で定めなければならないが、見舞金は条例で定めなければならないという規定はなく、市として協議、検討した結果、他の自治体の例も確認した上で、規則で定めたほうがよいという判断をした。今後もしっかり検討した上で、条例の趣旨・目的・内容・効果を総合的に検証しながら条例制定を行っていくとの答弁がありました。

委員会としては、本会議及び委員会における執行部の答弁を真摯に受け止め、委員長報告の中で附帯意見を付すこととし、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 総務産業常任委員会からの附帯意見は、次の3点であります。

1点目、法律に条例委任などが特定されていない事案については、地方自治法第96条第2項 の規定に基づく議会の議決権及びうきは市議会基本条例第15条の議決権を犯すことがないよう 重視すること。

- 2点目、この場合、可否判断が困難な場合は、事前に議会と協議をすること。
- 3点目、地方分権の趣旨を踏まえ、自立権を重視すること。
- 以上の3点を総務産業常任委員会からの附帯意見とします。

次に、議案第26号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本年4月、総務省消防庁長官より「消防団員の報酬等の基準の策定等について」通知がなされ

ました。この通知に伴い、消防団員の処遇を改善するため、条例を一部改正するものです。

改正内容は、令和4年度より出動報酬として日額8,000円を支給すること。団員の報酬については、これまで分団に支払っていたものを個人へ支払うことになります。このことにより、分団の運営は成り立つのかという意見が出されました。分団長会議で協議を行い、理解は得ている。現時点では別の手当を支払うことは考えておらず、今後も分団長会議等で意見交換しながら、分団の運営に支障がないように対応していくとの説明がありました。

消防団員の確保については全国的な課題となっており、委員からは、今回のような処遇改善が行われることはよいことであるとの意見がありました。一方で、いわゆる幽霊団員については整理の必要があることを指摘しました。執行部としても、消防団の士気に関わることであるので、活動実績がない団員は退団を促すよう分団長にはお願いをしており、消防団全体として検討していくとのことでありました。また、活動実績がない団員には、報酬は支払わない方針であるということも委員会において確認をしました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上、報告です。

○議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 議案第22号

日程第7. 議案第23号

- 〇議長(中野 義信君) 日程第6、議案第22号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。
- ○厚生文教常任委員長(佐藤 湛陽君) ただいま議題となりました、議案第22号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審

査の経過と結果について報告いたします。

審査については担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。

まず、議案第22号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

疾病の早期発見と治療の促進及び子供の健康と福祉の増進を図ることを目的に、子育て支援策として制度を拡充するものです。改正内容は、令和5年1月1日より3歳以上就学前の通院における子供の医療費の無料化であります。このことにより、出生から小学校就学前の子供の医療については、通院及び入院ともに無料となります。

審査では、改正に伴う対象者の人数及び広報・案内について質疑があり、執行部から、対象人数については800人強と見込んでいる。広報については、令和5年1月1日から改正となるため、9月、10月頃をめどに実施したいと考えている。案内については、新たな申請は不要で医療証の差し替えになるので、医療証の送付と一緒に案内する予定としているとの回答でした。

委員からは、市の医療費負担の増額について確認がありました。執行部からは、追加で年間 600万円の増額を見込んでいる。ただ、他の自治体では見込みの3倍くらい医療費が増えたと ころもあるとの回答がありました。

次に、議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてです。

この条例については、議案第22号の条例改正に伴う改正となります。

改正内容は、重度障がい者医療制度における通院の自己負担額が1か月当たり500円であるため、重度障がい者医療の対象者から、就学前までの「6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」を除く規定とするものです。

審査では、改正に伴う対象者の人数及び広報・案内について質疑があり、執行部から、現在、対象人数については1名となっているが、令和4年4月で小学生となり、広報については議案第22号の広報と同じ紙面で掲載したいと考えている。案内については、申請の際に対面する機会があるので、その際に説明するとの回答でした。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

〇議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

- ○議長(中野 義信君) 日程第8、議案第8号令和4年度うきは市一般会計予算から日程第10、 議案第13号令和4年度うきは市下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、一括して予算特別委員長の報告を求めます。13番、佐藤予算特別委員長。
- ○予算特別委員長(佐藤 裕宣君) ただいま議題となりました議案第8号令和4年度うきは市一般会計予算、議案第12号令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第13号令和4年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されていました。予算特別委員会では、3月14日、15日、16日、17日の4日間にわたり審査を行い、運営につきましては、伊藤副委員長とともに最善を尽くしてまいりました。

その結果、議案第8号令和4年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決。 議案第12号令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決。議 案第13号令和4年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決すること に決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査しましたので省略をします。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり 可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

- ○議長(中野 義信君) 日程第11、議案第9号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第13、議案第11号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。
- **○厚生文教常任委員長(佐藤 湛陽君)** ただいま議題となりました議案第9号から議案第11号 の各特別会計については、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の 経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第9号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年4月から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、効率的な事業を行うことで制度の安定化を図っています。予算額は37億8,646万1,000円と、前年度比285万4,000円の増額となっています。この要因については、前年度が被保険者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入などの減少を大幅に見込んでいたことによるものと説明がありました。

委員会では、特定健康診査保健指導健康増進施設利用券については、特定健診の保健指導の対象者に、うきはアリーナの3回分フリーパス券と体組成計器使用券を交付するものです。保険者努力支援交付金の対象となるとの説明がありました。

審査では、予算における国民健康保険の加入数について確認があり、来年度については、県の 見込みが7,007名で見込んでおり、その人数を予算で使用しているとの回答でした。

委員から、特定健診における受診率向上に向けた取組について質疑があり、執行部から、パンフレット配布や受診勧奨を集団健診だけでなく個別健診でも実施するように考えているとの回答でした。また、特定健康診査保健指導健康増進施設利用券の交付、請求については、有効的に活用できるようすべきとの指摘があり、執行部からは、保健指導の際に交付し、請求は使用した分のみとなるとの回答でした。

次に、議案第10号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、予算額は5億710万3,000円と、前年度比66万7,000円の増額となっています。

審査では、令和4年度の後期高齢者医療の対象人数及び保険料の改定について確認があり、対象人数は5,458名と見込んでおり、令和4年度に保険料改定がある予定であるとのことでした。

委員からは、特別徴収と普通徴収の割合と収納率について質疑があり、執行部から、特別徴収

の割合は66.24%、収納率は100%で、普通徴収の割合が33.76%、収納率は99.56%との回答でした。

最後に、議案第11号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算については、予算額1億5,333万9,000円と、前年度比2,079万2,000円の増額となっています。

校長から、高齢者講習について、予算組みの後に現在、国から高齢者講習に対して出ている緩和措置――指導員1名に対して通常受講者3名のところを6名での実施を可能とする措置を5月13日で撤廃すると通達があり、また未確定であるが、講習の統一及び料金改定による増額の情報が入ったため、予算組みどおりの実績が上げられるか厳しいものとなると考えているとの説明がありました。

審査の中では、入校者を令和3年度が360名で、令和4年度が400名で予算を組んでいるが、入校者数増加の根拠について質疑があり、執行部からは、入校者数増加の要因は朝倉市からの入校が増加し、浮羽町、吉井町と同等の割合—20%超の人数が入校していることであり、根拠としては、前々年度の実績から予算組みをしており、令和2年度実績が405名であるためとの回答でした。また、備品購入費における購入予定の自動二輪車の詳細について確認がありました。中型の400ccで、現在、自動二輪車の教習車は1社しか作っておらず、価格が上がっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、通常販売も滞っているので作ってもらえるのか懸念しているとのことでした。

委員からは、高齢者講習の受講人数についてや料金改定が予算に反映しているか質疑があり、 執行部から、予算組みの後に情報が入ったため、受講人数は現在受入れできる最大値で、予算は 従来の料金で組んでおり、予算組みどおりには行かないかもしれないと考えているとのことでし た。また、電気自動車の導入について確認があり、公安委員会による教習車両の規定で、一般的 に販売数が多い通常の車で教習を実施することとなっている。現状ガソリン車が多いので、電気 自動車で教習を行うことができないとの回答がありました。

以上、いずれの特別会計も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員(2番 組坂 公明君) 1点だけお伺いします。議案は第11号ですかね。うきは市自動車学校特別会計予算。

この折に私、将来的に自動車学校、甘木のほう、朝倉のほうがなくなって、中型あるいは自動 二輪等の拡充について御質問させてもらいましたけど、委員会のほうでは、そういった話は一切 されなかったのかだけ伺いたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 厚生文教常任委員長。
- **○厚生文教常任委員長(佐藤 湛陽君**) 中型の件は話合いしました。その結果、執行部からは、 まだ予算の関係上できないということでございました。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり 可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 陳情第1号

- 〇議長(中野 義信君) 日程第14、陳情第1号市民との意見交換の場充実のための議会基本条例第7条の改正、市民により開かれた議会のための全員協議会等の公開性・情報公開等の充実改善、及び議会図書室の充実と市民の閲覧利用についての陳情(市民提案)は総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果については、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。
- ○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) 報告します。ただいま議題となりました、陳情第1号市民との意見交換の場充実のための議会基本条例第7条の改正、市民により開かれた議会のための全員協議会等の公開性・情報公開等の充実改善、及び議会図書室の充実と市民の閲覧利用についての陳情(市民提案)については総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

陳情の審査につきましては、総務産業常任委員会と厚生文教常任委員会双方の委員会に関する 内容でありますので、連合審査会にて全委員による審査を行いました。

まず初めに、陳情者からの趣旨説明を受けました。内容は、議会基本条例第7条の改正、常任 委員会のインターネット中継、全員協議会の公開度向上、全員協議会等の記録の在り方等、議会 図書室の充実と市民利用についてを要請するものでした。説明を受けた後、各委員より陳情者に 対して質疑を行いました。

連合審査会での審査において出された意見等について、主なものを申し上げます。

- 1つ目、趣旨は十分賛成であるが、詳細にわたっては今後、協議していくことでどうか。
- 2つ目、新しい議員でしっかり議論すべきである。
- 3つ目、費用を要するものもあり、今の議員では判断できかねる。引き続き、議会として検討 していくことは大事である。

以上のような意見が出され、連合審査会での審査終了後、付託された総務産業常任委員会において採決を行いました。

陳情者からの説明の中で、改選前の今3月定例会に陳情書を提出されたのは、次期議会につな げていただきたいとの思いがあるからだと伺いました。その願意については、委員全員妥当であ ると認めたところです。

陳情者から要請された項目については、予算を伴うものや現在の議会事務局体制を考えると実現性が不透明なものもあります。議会として協議・検討していくべき事項ではありますが、現議員は4月末で任期満了を迎えるため、新たな議員に託したいということで委員会の思いは一致しました。また、この報告をもって、次の新たな議会への申し送りとさせていただきたいと思いま

す。

以上、慎重審査の結果、陳情第1号については願意妥当と認め、全会一致で趣旨採択とすることに決しました。

以上で終わります。

〇議長(中野 義信君) 報告が終わりました。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 1点のみお伺いいたします。

合同審査をしましたので、その内容については私も参加しておりましたが、その後の総務産業 常任委員会で論議された内容があれば、追加での説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 総務産業常任委員長。
- ○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) ここにあるとおりですね。予算を伴うものや、今回の議会ではもう、任期があまりないので、次の議会に申し送ったらどうかということです。
- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) じゃあ、次の議会に申し送りをするという確認でよろしいのでしょうか。
- 〇議長(中野 義信君) 総務産業常任委員長。
- ○総務産業常任委員長(伊藤 善康君) はい、そのとおりです。
- **〇議長(中野 義信君)** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり 趣旨採択することに決しました。

ここで暫時休憩します。10時35分より再開します。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長(中野 義信君) それでは再開いたします。

日程第15. 追加議案の上程

○議長(中野 義信君) 日程第15、追加議案の上程を行います。議案第27号から議案第30号4件、発議第1号1件、意見第1号から意見第2号2件を上程します。

日程第16. 市長の提案理由の説明

- ○議長(中野 義信君) 日程第16、市長の提案理由の説明を求めます。髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 改めまして、おはようございます。本日、追加提案いたします議案は、 人事院勧告に係る給与条例等の改正案件4件でございます。

議案第27号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第29号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これらいずれの議案も令和3年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号は、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。うきは市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。いずれの議案も、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

日程第17. 議案第27号

- 〇議長(中野 義信君) 日程第17、議案第27号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。 説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 総務課、吉松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議案書1ページを御覧ください。

議案第27号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、2ページにかけて記載をしております。本件につきましては、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の皆様の期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

人事院は国家公務員の給与に関して、令和3年8月10日に勧告を実施しました。これにつきましては、一般職について月例給は据え置く一方、ボーナスに当たる期末勤勉手当等の年間支給月数を0.15月引下げ、4.30月とする内容でございました。例年であれば、政府は人事院勧告を受けまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を11月のうちに国会に提出し、市としても、期末手当の支給基準日である12月1日より前に条例を改正する必要がございますけれども、今回、令和3年度の給与法の改定につきましては、臨時国会が開かれますのが12月以降となり、また、新型コロナ禍での経済への影響に鑑み等々の理由でございますが、本来なら12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当の引下げの相当額が、令和4年6月の期末手当で調整することとなりました。特別職に関しましては、総務省通知におきまして、特別職の期末手当についても、国の指定職職員の期末手当にで所用の措置を講じることが適切であるというふうに示されているところでございます。

令和3年分の人事院勧告につきまして、この指定職職員につきましても期末手当を0.10月 引き下げる勧告が出されておりますので、人事院勧告の趣旨、それから福岡県近隣市の状況等を 総合的に判断をしまして、期末手当支給率を0.10月引き下げまして、年3.35月から 3.25月に改定をするものでございます。

続きまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。新旧対照表1ページでございます。

本則におきましてですが、第5条につきまして、6月及び12月期に支給する期末手当の支給率を1.675月から1.625月に改定するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則につきましては、第1条におきまして、この条例の施 行期日を定めるものとなっております。第2条におきまして、令和3年の人事院勧告を受け、令 和3年分の期末手当の引下げの相当額について、令和4年6月の期末手当で調整する旨を定める ものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) お尋ねいたします。

説明では、指定職について人事院勧告が行われ、近隣市町村の分を調べられたということです

が、これは議員報酬ですのでお尋ねいたします。

近隣市町村の――うきは市は市ですので、議員報酬をどのように把握されているのか。端的に言えば、うきは市の議員の報酬は、筑後地区で結構ですが、12市でしたっけ、その中で第何位に属しているのか。また、一番多いと想定されます久留米市会議員の報酬のうきは市は約何パーセントに当たるのか。

以上、2点お尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 申し訳ありません。手元にそういったものを収集した資料がございませんので言及は難しいところでございますが、県内でもかなり水準としては低い金額ということで承知をしております。

以上でございます。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 県内で低いということは、恐らく筑後地区でも低いほうだろうと 思いますが、現在の33万円の報酬が制定されて、うきは市の場合、何年間経過しているんです か。お尋ねします。
- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 議員の皆様、それから特別職の皆様の現在の給与の額が改定されたのが、平成26年というふうに承知しております。
- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 平成26年から改定がなされてないということですが、人事院は その間に何回改定をされましたか。
- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 申し訳ありません。ちょっと先ほど平成26年と申し上げましたが、正しくは、それ以前から金額としては変更がなってないようでございます。申し訳ありません。ちょっと正しい資料が手元にございませんので、回答いたしかねます。よろしくお願いいたします。
- O議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 原案に対し、反対の立場から討論に参加いたします。

まず、今回、反対する理由として大きく3つ考えています。1つは、前回と同様、市議会は二元代表制であり、議員に関することは決定権のある議会が調査・研究して決めることが原則だからです。議員の生命線と言ってよいと思います。前回は、その趣旨を発表したわけなんですが、この後の賛成議員のある方から、予算執行権は市長にあると言われました。そのことを否定するわけではありません。しかし、今回は予算を決めることですので、執行権とは関係ないのではないかなと思っております。この討論の制度上、先に反対意見を言って、その後、賛成意見が出ればそこで終わるというシステム上の問題もありますが、今後そのことがないように、自由討議などをして改革していかなければなりませんが、繰り返しになりますが、決定権は議会にあり、議会が調査・研究すべき問題だと考えております。

2点目、全国市議会議長会の国への要望の中に、小規模自治体への議員報酬補助が論議になっています。これは前回分かりませんでした。しかし、議員報酬が安いと成り手がないという現状が全国各地で見られています。うきは市議会でも、昨年8月から10月にかけて、女性の活躍の請願を受けて論議をしました。女性が政治に参加しやすくするための検討協議会でも、若者の議員報酬を上げることや、扶養手当などをつけたらどうかという論議をいたしました。したがいまして、そのような国の動き等々を考えると、先ほど提案理由にちょっと根拠が曖昧でした人事院勧告回数、それから、近隣市町村との比較等の資料がないままでの決定はいかがなものかと思います。

うきは市の議員報酬は、うきは市特別職報酬審議会で決定されていると思いますが、外から見ると、第三者機関が客観的に決めて公平に見えるのですが、疑問が残ります。今、議会改革が進んでいる議会では、議会側の主体性として議会報酬も決められていく方向になっております。

それから3点目は、先ほど質問して答弁がありませんでしたが、やはり他の議会との比較等も 重要な問題ではないかなと思っております。30年間、特に常勤の方を含めた、非常勤の方を含 めた労働者の皆さんの生活が困窮になっていった原因はそこにあったのではないかなと思ってい ます。今回、報酬を減額する根拠が、国から出されているのが、もし国の政策の失敗に基づくも のであるとするならば、それも十分検討する必要があるのではないかというふうに思っています。 以上のように、将来を見据え、客観的根拠に基づき自由討議をし、地方自治法第96条を生か していくことは、今後のうきは市議会にとっても大切なことではないかなと思っています。

以上の理由から、議案に対して反対をいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 次に、賛成討論を許します。2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) 賛成のほうの立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正にありましては、報酬の一部見直しということで、4番議員がおっしゃったことはよく分かるんですが、それは報酬の基準額のことであって、それにあっては議員間で論議する必要があると思いますが、今回の条例に関しては、こういったのは一般職とも足並みをそろえて人事院勧告でやるべきだろうと思い、私は賛成のほうの意見を申します。

以上です。

○議長(中野 義信君) 次に、反対討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(中野 義信君) 次に、賛成討論を許します。3番、野鶴議員。
- ○議員(3番 野鶴 修君) 私も2番議員の言われましたとおり、賛成したいと思います。

先ほど反対のいろいろ理由がありましたけど、例えば、議員報酬の問題等につきましては、それだけを議論するのではなくて、やはり議員定数の問題、そして報酬の問題、こういった部分については、やっぱり十分に議会改革特別委員会等々、そういった委員会を設置して議論して、初めて将来的にどうしていくのかということを議論すべきであります。この場で、この1つの問題でそのことだけを取り上げても、できるものではないというふうに思っておりますので、そういった意味から行きますと、今回のこの議案については、2番議員が言いましたとおり、一定の人事院勧告、これに準じて今までずっとやってきておりますので、そういった理由で賛成したいと思います。

以上です。

○議長(中野 義信君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) それでは、本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の 議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中野 義信君) 起立多数ということです。したがって、議案第27号は可決することに 決しました。

日程第18. 議案第28号

○議長(中野 義信君) 日程第18、議案第28号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長(吉松 浩君) 引き続き、議案書の3ページを御覧ください。

議案第28号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例でございますが、内容につきましては、4ページにかけて記載をしております。この案件につきましては、先ほどの議案第27号と同様に、令和3年の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、2ページを御覧ください。2ページでございます。

年間支給の月数を1.675月から1.625月へ改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第29号

○議長(中野 義信君) 日程第19、議案第29号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長(吉松 浩君) 続きまして、お手元の議案書5ページをお開きください。

議案第29号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

うきは市職員の給与に関する条例でございますが、6ページにかけて記載をしております。人事院が行いました令和3年の国家公務員給与改定勧告は、国家公務員の期末勤勉手当につきまして、民間の支給状況を反映して、支給月数を一般職につきまして0.15月、それから再任用職員につきまして0.10月引き下げることとしております。先ほどの議案第27号と重複いたしますが、例年であれば、政府は人事院勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を11月中に国会に提出し、期末手当の支給期日である12月1日より前に改正、施行いたしますけれども、令和3年度の給与法の改正は、臨時国会の開催が12月以降となりまして、また諸事情に鑑み、本来ならば12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当の引下げの相当額を令和4年6月の期末手当で調整することとなっております。また、月例給につきましては、民間給与との格差がマイナス0.00%、マイナス19円と極めて小さく、俸給表それから諸手当の適切な改定が困難であるということから、今回改定を行わないこととされております。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨、それから福岡県近隣市の状況等を総合的に勘案しまして、人事院勧告のとおり、期末手当の支給率を引き下げるための改定を行うことといたしております。実際には新旧対照表の3ページを御覧ください。

本則第20条で、令和4年度において支給する期末手当の支給率を引き下げるものでございます。一般職につきましては、0.15月引き下げるために1.275月を1.200月に改めるものでございます。再任用職につきましては、0.725を0.675月に改めるものでございます。6ページに戻っていただきまして、附則につきましては、第1条におきまして、この条例の施行期日を定めております。また、附則第2条におきまして、令和3年の人事院勧告を受け、令和3年分の期末手当の引下げの相当額を令和4年6月の期末手当で調整するという旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

- ○議員(4番 竹永 茂美君) 3月も間もなく終わろうとしていますが、本年度末をもって退職 されるうきは市の職員さんたちがおられると思いますが、その方たちに対するこの趣旨の説明は なされているのか、お尋ねいたします。
- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。

○総務課長(吉松 浩君) 退職する方につきましては、当然退職される、3月末をもって退職 されますので、6月時点で在職しないということになります方につきましては、今回、減額を行 わないということで考えております。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。5番、岩淵議員。
- ○議員(5番 岩淵 和明君) 確認です。今回の改定で、金額がどの程度減額されるのか、ちょっと確認したいと思いますので、教えていただければと。
- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 減額の金額全体についてでございますが、およそ1,360万円程 度減額になるというふうに承知しております。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第30号

- ○議長(中野 義信君) 日程第20、議案第30号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。 説明を求めます。総務課長。
- **〇総務課長(吉松 浩君)** 引き続きまして、議案書の7ページを御覧ください。

議案第30号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

うきは市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例では、会計年度任用職員の期末手当につきまして、常勤職員、一般職であるうきは市職員の給与に関する条例の期末手当の支給率を読み替えるものとしております。要は引用するという形になっております。会計年度任用職員自体に今回、期末手当の減額はございませんが、先ほどの議案第29号でのうきは市職員の給与に関する条例を改正することとしておりますので、この改正内容を反映する形での本条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表のほうは、4ページになります。

今、述べました部分、本則の第16条と第26条につきまして、それぞれ100分の 127.5を100分の120に改めるものということで、引用部分を改正するものでございま す。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 1点のみお尋ねいたします。

今の課長の説明ですと、会計年度任用職員には影響がないみたいな説明でしたけれども、会計 年度任用職員のいわゆる費用弁償のこの部分は、期末手当に関するものだと思われますが、これ を改正することによって、今後、不利益が生じるということは一切ないという理解でよろしいで しょうか。

- 〇議長(中野 義信君) 総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 引用部分を改正することで、何か会計年度任用職員の給与面等の待遇に影響がないのかというお話だと思いますが、引用部分を今回改正するということでございますので、会計年度任用職員の給与、それから費用弁償等に関する条例、本体というか、処遇については影響がないというふうに考えております。

以上です。

O議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は可決することに決しました。

日程第21. 発議第1号

○議長(中野 義信君) 日程第21、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長(高瀬 将嗣君) それでは、お手元にお配りしております発議第1号を御覧いただき たいと思います。

発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。令和4年3月23日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員櫛川正男。 賛成者、うきは市議会議員熊懐和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同竹永茂美、同組坂公明。

次のページでございます。 裏面でございます。 併せて新旧対照表も御参照いただきたいと思います。

- うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。
- うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「税務課」を「税務課(徴収対策室)」に改め、徴収対策室の所管に関する事項を削り、「住環境建設課」を「建設課」に、「水資源対策室」を「水環境課」に改める。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。12番、櫛川議員。

○議員(12番 櫛川 正男君) ただいま議題となりました、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、令和4年3月4日に可決されました議案第18号うきは市行政組織条例の一部 改正に伴い、総務産業常任委員会所管の税務課と徴収対策室を税務課(徴収対策室)へ、住環境 建設課を建設課へ、水資源対策室を水環境課へ改めるものであります。なお、本改正の内容は、 議会運営委員会での協議結果であり、全員協議会でも報告済みでありますことから、皆様の御賛 同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由といたします。

以上。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

櫛川議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第22. 意見第1号

○議長(中野 義信君) 日程第22、意見第1号中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権 侵害に関する意見書(案)の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書(案)の朗読は省略します。局長。

○事務局長(高瀬 将嗣君) お手元の意見第1号を御覧ください。

意見第1号中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書(案)の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和

4年3月23日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員組坂公明。賛成者、 うきは市議会議員岩淵和明、同竹永茂美。

以上です。

〇議長(中野 義信君) 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。2番、組坂議員。

○議員(2番 組坂 公明君) それでは、趣旨説明をさせていただきますが、この意見書の内容で読み上げさせていただきます。

中国政府における新疆ウイグル自治区などの人権侵害に関する意見書(案)。

近年、新疆ウイグル自治区において中国政府によるウイグル人への強制労働や不妊手術、性的 暴行等の重大な人権侵害が問題となっています。

2018年9月、国連の人種差別撤廃委員会は、中国に関する総括所見を公表し、多数のウイグル人やムスリム系住民を法的手続きなしに長期にわたって収容し、再教育が行われていることに切実な懸念を表明しました。また、日米首脳会談においても、香港と新疆ウイグル自治区における人権状況への「深刻な懸念」を日米首脳声明に明記されました。さらに、中国政府による深刻な人権侵害に対する懸念は、北京オリンピックの外交ボイコットに象徴されるように各国に共有され、この問題を深刻に捉え、非難の声が日に日に大きくなっています。

中国政府における民族弾圧は、152カ国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区にだけではとどまらず、チベットや内モンゴル等の自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人権の侵害のみならず人命をも奪う行為に対して、世界中から声を上げなければなりません。

このような中、先日2月1日に衆議院本会議において、「新疆ウイグル自治区等における深刻な人権状況に対する決議」が採択されました。しかし、諸外国に比べて、明確な姿勢を出されていません。

うきは市は、人権行政、人権啓発を通じて、人権が尊重される取り組みを積極的に行っており、 このような隣国の人権問題を他国の話と傍観できません。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、下記のとおり強く要請しますということで、1、 関係各国や国際機関と連携し、国際社会の理解が得られるような問題解決に向け早期に取り組み、 基本的人権の尊重及び法の支配が中国でも保証されるように働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する内容でございます。

今回、国のほうで決議された、国会で決議された文書、これには中国という名前も入っておりません。それから、人権侵害という言葉ではなく人権状況という言葉に替えられております。また、非難決議の非難という言葉もなくなってる。こういった国の対応というのをもう一度考えて

いただき、その意見を国のほうに意見書を提出したいと思う、そういった趣旨で出させていただ きました。

以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。
 これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) この意見書の一、二行目ですね。中国政府によるウイグル人への強制労働や不妊手術、性的暴行等の重大な人権侵害が問題となっております。これに関して、中国は真っ向から否定をしております。そこで伺いたいのは、ウイグル人への強制労働、これが何人ぐらいでどういったところに強制労働されてあるのか。また、不妊手術は何人ぐらい行われたのか。また、性的暴行は何人ぐらい行われたのかを伺います。
- 〇議長(中野 義信君) 2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) 今、櫛川議員のほうから説明された件数等にあっては、自分のほうも十分には把握はしておりません。今回、昨年8月にウイグル人の講習を受けて、そういった強制労働、強制収容、それから女性であると、そういった不妊手術、そういったのが実際に行われているというのをウイグル人の人からの講習を聞き、いろいろなウイグル協会やらというところの資料に基づき今回作成したもので、正確な件数等は私のほうも回答することができません。以上でございます。
- ○議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) これに関しては、中国は真っ向から否定をしております。これに関してはどう思っておるのか。
- 〇議長(中野 義信君) 2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) 中国のほうは否定をしているということで、これにありましては、アメリカをはじめ欧米諸国等もそういった事実を確認されて、中国のほうに改善を求めるような強い意見を申し立てている内容でございます。これにありましても、日本におきましても、そういったのがきちっと意見として実際にやられている、そういったのが言えるような国であっていただきたいという思いで、今回意見書を作らせてもらったところでございます。

以上でございます。

O議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

組坂議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、意見第1号については可決することに決しました。可決しました意見書は、各関係機関へ送付いたします。

日程第23. 意見第2号

○議長(中野 義信君) 日程第23、意見第2号ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と 核兵器使用禁止を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書(案)の朗読は省略いたします。局長。

○事務局長(高瀬 将嗣君) お手元の意見第2号を御覧ください。

意見第2号ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求める意見書(案)の提出について。

上記議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和4年3月23日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。 賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同組坂公明。

以上です。

○議長(中野 義信君) 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) それでは、意見第2号の提案理由を説明させていただきます。

うきは市議会では2月22日、今回の3月議会に向けての議会運営委員会を開催しました。そして24日、全員協議会を開催したのですが、ちょうどその2月24日の日にロシア軍のウクライナ侵略が始まりました。本来であれば、議運や全協にかけての意見書の提出ではありましたが、今回は緊急ということで、3月8日の全員協議会に諮って今回の提案となっております。

それでは、意見書について読み上げて趣旨を説明させていただきます。

ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求める意見書(案)。

2月24日、ロシア軍は隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始し、国際社会に大きな衝撃を与えた。この侵攻により、両国に多くの負傷者が出ており、特にウクライナにおいては、民間人犠牲者も後を絶たない状況である。

国際連合憲章第2条第3項では「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」とされ、第4項では「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定されており、ロシア軍によるウクライナ侵攻は、明らかな国際連合憲章違反行為である。

本市は、平成18年9月13日、非核平和都市宣言を行い、本市議会においても令和3年3月23日「核兵器禁止条約発効に伴う条約批准及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書」を関係機関に提出するなど、人命を脅かす核兵器の根絶を目指している。ロシア軍がウクライナを威嚇するため、核兵器の使用準備を進めるようなことがあれば、戦争による唯一の被爆国である国民として、このような行為は断じて容認することはできない。

以上のことから、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。記。

- 1、ロシア軍がウクライナから即時無条件撤退するよう、ロシア政府に働きかけること。
- 2、ロシア軍が核兵器を使用しないよう、ロシア政府に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月23日。福岡県うきは市議会。衆議院議長細田博之様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣岸田文雄様、内閣官房長官松野博一様、外務大臣林芳正様。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員(10番 江藤 芳光君) ちょっと1点だけでも、よろしいのかどうか、確認をさせてください。

これは無条件撤退と核兵器使用禁止ということですが、今、懸念されているのは、化学兵器のことがありますが、核兵器というものだけに、このまま出しますか。情勢は、最近は、核兵器はもとよりですけれども、化学兵器というものが、ごくやっぱり目の前に来ている感じを国民は受けて、NATO諸国は全部受けてるんじゃないかと思うんですが、これは入れませんか。

もう一つは、意見書の提出はもう、これも私は賛同しますけど、ただ、意見書をうきは市は出 すだけなのか。全国の国内自治体は、意見書がどれだけ出てるか分かりませんけどね、我々は大 体何を意見書以外になすべきか、その辺のお考えがあったらお聞かせください。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 1点目は、生物兵器なり化学兵器の使用をロシア政府が発信していることは事実であります。しかし、核兵器について言えば、二度と戦争被爆国として許されないことですので、それを含むというような理解でお願いできないだろうかというのが1点です。

2点目は、市議会として何かできないかということで、先日、るり色ふるさと館に行きました ら、うきは市のほうが募金箱を設置してありました。募金箱等の設置がなければ、今日のこの場 が終わった後、市のほうへも働きかけようとは思ってたんですけど、既にうきは市として取り組 んでありますので、その点について言えば、今回の意見書をうきは市議会だより等にも、できれ ば本文あるいは趣旨を載せて採択しましたということを市民のほうに発信していけたらなと考え ています。これは広報広聴委員会での論議になりますので、そこで提案をしていきたいと考えて おります。

それから一昨日ぐらいの段階で、県下では意見、意見書、抗議文等、58自治体が採択しているようです。早ければよかったのかなという気もいたしましたけれど、やはり今日の時点で次から次にという表現は悪いのかもしれませんけど、ロシア政府のほうへの働きかけがともかく即時停戦、撤退までは続くんだという意味では、本日になりましたので、時期的には少し遅れていますけれども、そういう形で抗議を続けていったらなと考えております。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、意見第2号については可決することに決しました。可決しました意見書は、各関係機関へ送付いたします。

日程第24. 諸報告

○議長(中野 義信君) 日程第24、諸報告を行います。議員のみに配付しております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっています。御覧いただきますよう、お願いいたします。

○議長(中野 義信君) 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長からの挨拶の申出があっていますので、これを許します。髙木市長。

○市長(高木 典雄君) 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月4日から本日までの20日間開会をいたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、 令和4年度当初予算をはじめ、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並び に各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でござ います。

そして、定例会最終日である本日に追加提案を行うなど、議員の皆様には大変御面倒をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じます。

さて、御在任中、幾多の御功績を残されました議員の皆様の任期もいよいよ間近に迫りました。 皆様と議場でお目にかかることも恐らく本日が今任期中、最後になるのではないかと思います。 引き続き、市議会議員に立候補される方々におかれましては、御検討をいただき、明るく正しい 選挙運動の下に再び議場でお目にかかれますよう、お待ちを申し上げるところでございます。

来週からは令和4年度が始まり、4月3日の消防団入退団式をはじめ、8日には中学校、12日には小学校の入学式が行われることとなっております。いずれも感染防止対策を講じながらの開催となりますが、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本当に簡単ではございますが、私の閉会に当たりましての御挨拶とお礼の 言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

ここで、3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、うきはブランド推進課長の樋口秀吉です。次に、都市計画準備課長の緒方寧です。次に、住環境建設課長の村岡薫です。

以上、3名が退職をいたします。なお緒方課長、村岡課長におかれましては、4月1日付でそれぞれ国土交通省九州地方整備局に戻られます。今まで大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 大変お疲れでございました。6月の定例会の開会日は6月10日金曜日 開会を予定しておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、令和4年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。 〇事務局長(高瀬 将嗣君) 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中野義信

署名議員 鑓 水 英 一

署名議員 熊懐和明